

二十六年九月

最近における年少者のいわゆる
人身売買事件について（第三回報告）

労働省婦人少年局年少労働課
労働省婦人少年局埼玉職員室



女性と仕事の未来館



00962906

目次

一、	調査方表	一
一、	調査結果	一
(一)	事件の範圍	二
一、	把握された経路	二
二、	どの地方から何県に賣られてゐるか	五
三、	契約付いた頃行われたか	八
四、	身売児童の生念はどの位か	九
(二)	親元の状況	一
一、	親元の取業	一
二、	親元の生活状況	三
(三)	仲介者	五
(四)	契約について	六
一、	契約期間	六
二、	前借金	七
三、	契約書	七
(五)	雇用先の状況	九
一、	どんな職種についてゐるか	九
二、	就業状況と報酬について	九
三、	教育状況	三
(六)	身売り児童の保護	三
一、	保護対策	四
二、	児童の処置	五
三、	仲介者の処置	七
志す	か	八

いかに酷使されていようと、いかに搾取されていようと、とにかく社会の眼から見ておどりにされやすい年少者の同輩のなかで、いかに人身売買事件は、たび／＼新聞紙上にとり上げられ、古論を刺激してきた。これは、人身売買事件が、ニユーズの価値があるからだけではない。年少者の人身売買が、いかに悲惨な事実であるか、また、労働基準法、児童福祉法等によつて、とりしまり保護の手がかりへられている反面に、人身売買のふびでいくことが、いかに社会的重要な意味をもつかという点にある。

そこで、名関係機関では、常にこの事件の発生についての、できるだけ保護に努力してきているが、特に、内閣に設置される中央青少年同輩協会では、本年五月全目的にこの問題をとり上げ、保護とりしまりにあつた。このような名関係機関による把握が、どの程度なされたか、を調査し、その結果をまとめたので、ここに報告したいと思ふ。

さきに報告した、第二回の調査結果と、ほぼ同様の傾向にあるが、事件の内容が、だん／＼悪化になつていゝるや、その後、年少者がどのように保護されたか、という事が明らかにされた。

たゞ、この報告にあつたわけは、調査十八歳以下で六七四名という数も、さきの報告同様、現存するものの何分の一がわからず、実際には予測できない程潜在しているものとみられている。とりわけ特赦院における調査は、いまなお危険なともまい、表面にあつたわけはない近道が、調査をばはくしている状況である。

このような状況のもとで把握された結果であり、まだ多量目で不明の点も多いが、把握された事件をケース的に分析し、第二回の報告と比較しながら以下に記してみよう。

一 調査方法

(一) 調査期間——昭和二十五年七月から、二十六年八月末日までの一年間に発生した事件を調査するに
め、本年八月末日から七月十五日までのあいだに行われた。

(二) 調査対象——調査十八歳未満の年少者で、前借金や長期契約のもとにあつた方面の業種に同族され

で物いていたもの

(三) 調査方法——各郡町村農(民生)児童相談所、労働基準局、公共職業安定所、国警、地方自治事務局又は司法事務局、家庭裁判所等、関係各方面にすでに把握されてゐる資料に基く調査で、なお、地方財政局等におこなつた実態調査も含められてゐる。

御製省垣日

児童氏名 年令 性別 続柄 住所 動機 親元の取業 家族数 家庭の収入程度 雇用先の住所
 取業 雇用年月日 業務内容 就業状況 契約内容 仲介手数料 処置状況 帰郷希望の有無 把握

調寄拍案者——婦人少年兩地方私讀書

二 調査の経緯

(一) 事件の議題

把握されし経路

教多し身売り事件を発見し、とりしまるために、いろ／＼の困難があるが、この困難のなかで、とうような経路から事件を調査できたか調べてみると、次のとおりである。

把握之能也

（不分明を除く）

警察關係

四三

警察の探知信候

110

聖賢の市街屈曲

一

整家力用之と調音

八

他の事件取調べ中発覚

五

青少年保護育成條例中「有識者」

投票による 指 検

児童福祉施設中内偵察員

不審通同その他取締中

労働基準

関係

四七

監督署への連絡届出

監督官の届 検

監督官の届出調査

取次安定所関係

取次安定所の届 止

取次安定所への連絡届出

児童相談所関係

長久児童の調査中発見

児童相談所への申告

新聞報道関係関係

新聞記事掲載による調査

報道機関よりの連絡

人権擁護局の調査

家庭裁判所の調査

学校での長久児童調査

二八

二七

二六

一二

四一

三三

三八

九

三

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

本人の能く病室による

DAI

五

五
= 5

變氣は身振振知惚吟したものが多いが

以上の内家で明にかなうように警察関係の裏手から警察へ報告を出したもので、間接な手裏い、
申告した一々八名のうち、本人が直接いつたものは一八名、両親の申告が三八名、近所の人が三二
名である。君主が仲介人になされたために申請してきただけの事件であった。本人が申告してきただけ
は、迷つかねえとんとで、或る十五名の少女は、落着きになつてかう借金かひえる一方をうそ逃してし
て警察に訴えたのがある。他の事件を取調へている中に発見したものは、仲介人が他の罪ととられて
取り上げられたり、落着きになつた少女は、他の罪ととられて逃してきたり、一々八名のうち、
にしろへられたりしてきたりとて発見してゐる。又、東京へ引かれた娘のあるところへ、お母さんを送金して落着き
にさせたが、娘はそこを逃げたために傷害をあたへ、刑事事件で送金されたところを、発見したのもある。
近所の人へ連絡して焼焚したのも、七件、次々に多い。近所へ報告したものは、殆んど、知人
又は近所の人で、或る一々八名の少女が、突然にさうして、お母さんには不安になり知人に話したものの、知
人が近所へ報告して、出で事前に防止した例もある。

新聞報道機関々係では、記事に掲載されたものを匿名関係機関で調査した結果、筆実が判明したものは、報道関係から直接連絡のあったものも見つけられる。

その他、十七日の接客婦が、性病にかゝり客死と以て存つてゐたの疑はれ、其北条軍中に教道公
安宮に発見され、兎壁面談所に送られ、其ものや、人権保護局、家康裁判所へ訴えてきたもの、学政
で長期又萍児童の調査のときと発見され、其もの事、各関係機関では、面接や連絡のものと一徹の協力
をえて把握されたものである。

特に一般の協力から事件の把握に非常に補助をあたえてゐることを特筆したいと想ふ

契約はいつ履行されるか

第二表によつて、契約時期をしらべてみると、最近の取りしまりの強化にもかゝらず、まだ新に身売りされていく者が多い。

昭和二十五年度に契約した者が、一年間に三四八名あり、本年に入つてからもすでに一九五名がうられてゐる。

さきの第二面り報告で、昭和二十五年度の上半期にうられてゐるものが二〇〇名把握されておられ、二四八名とあわせて五四八名となり、月平均にすると約四五名となるのである。

昭和二十五年以前に契約してゐる者も二八名いだが、今から七年前の昭和十九年に、其サカスに売られた者や、八年前の昭和十八年に、横家にうられていゝ者で、明るみに出されたいがある。

最も多いのは、本年の四月で、一ヶ月五七名となつてゐるが、本年四月に新しく契約してゐるものが、すでに五七名に達してゐることは、人身売買の予防措置が、まだ十分でないといえるであらう。

第二表 契約時期別

(のべ人数)

契約時期別	延数
昭和二十五年以前	28
昭和二十四年	46
昭和二十五年	15
2月	17
3月	27
4月	39
5月	45
6月	23
7月	27
8月	36
9月	22
10月	22
11月	29
12月	46
昭和二十六年	29
1月	25
2月	48
3月	57
4月	31
5月	4
6月	1
計	617
不明	57
合計	674

参 考

第四回保護育成運動少年を鑑する成人取締結果

国警本部防犯課

区 分 取 締 回 別	刑 法		未 成 年 刑 法		学 校 法		里 長 法		風 俗 法		勞 働 法		取 締 法		其 他		計	
	捕 獲 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数	起 訴 件 数
国 警	683	691	613	62	451	59	141	45	42	20	51	44	68	57	199	134	231	1035
自 治 警 署	4251	1106	904	66	233	32	113	284	194	41	69	28	64	55	506	259	3568	1832
大 都 市	318	295	61	6	92	8	1141	187	33	4	44	10	48	47	124	113	965	322
合 計	2253	1992	1528	134	806	119	1251	477	309	66	172	82	126	149	829	557	8851	3287

親元の状況

親元の職業

親元の職業については、農業、漁業、日雇人夫の圧倒的に多いことは、前の調査と同様である。(表四表)

農家が最も多く、なかには、水害で田畑をすっかり流され、やむなく子供をうつたのものもある。日雇のなかには、朝鮮からの引揚者であるうえに、父が戦死し、母が日雇というもので家族三人の生活苦から身売りしたものもある。又、或る壁紙職人が現金滞りでおさへられ、父親が嘆きといて身売りさせたという親金の犠牲者もある。これを勸懲別にみると明らかに貧困のため身売りしたものが、二四四名である。又両親に口説かれたものや、本人の希望というのもの、とは貧困のためとみられる。求職中甘言によつて誘拐されたものも一三名で非常に多いが、農村などの熱心水心の婦人や親たちに、都合でよい就職口をさがしてやるといつて連れ出し、売春と業とする方面にあつてせんと利をむさぼるものが多いからである。家出のなかには、赤米心のものもあれば、父や母に死にわかされたものや、家康のおもしろくないものが多いが本人の産業のため、或いは都合金へのあこがれのために家出した者もある。また或る娘は單に金おどりの帰りがあつて、或るは此れだ、という理由で家出してゐる。その他、父一人、子一人の家康で、父が矢張してから、狂柳界にちり紙、歯磨き等雜貨物をうり歩く事を思ひたち、こともをつれて行商するうちに、釜飯屋に養女にすることになつた例もある。これは、或る釜飯屋の女将が、その九才の少女にたがひ三、三百円ずつ小使をくれ、二ヶ月後に付七、〇〇〇円となり、この七、〇〇〇円に、ついでに借用証を入れ、入籍のときは、一万円と契約された。ところが、父が一万円をうけとれなかつたので、児童相談所へ相談にきたために発見されたものである。

第四表

親元の取業

親元の取業別		負債	求職中 より 移	家出	両親の依頼	本人の希望	その他	不明	合計
農業	四	五	五〇	三	七	三	三	一四	一三五
漁業	四	二	九			二		四	五七
日雇人夫	二	六	九	二	四	一		二	一九
工員	八	五	一					一	一六
商店	五	五	一					二	八
行商	七	一	五						七
旅大	一	二	一						六
会社員	二	一	一						五
古着商	三	一	二						四
内取	三	一	二						四
大工	二	一	二						四
製炭業	二	一	二						四
舟大工	一	一	一						三
家政婦	一	一	一						三
仕立屋	一	一	一						三
床屋	一	一	一						三
花物業	一	一	一						三
昇給製造業	一	一	一						三

ス。

親元の生活状況

親元の生活は収入の微々たること、多子家族の多いことが今回の調査でも第五表により明らかである。収入の最高は月一三、〇〇〇円で、最低は五人家族で一〇〇〇円である。収入不定のなかには、一家离散して出かせぎにでているものもある。生活扶助料のみで生活しているもの、労働収入のほかは扶助料をもらっているものも多いが、額が本年四月改訂になり、いくらか多くなつたといえ、最近の物価高にくらべるとわずかなものである。或る例では、日雇の収入が一月三、〇〇〇円で、扶助料を二、〇〇〇円もらっている七人家族が、一月四、〇〇〇円ではくらせず、小学校六年生の少女を中退させて特殊飲食店へ住みこませた例もある。また十三才の少年が扶助料一月七、一〇〇円に、内最一日二、〇〇円てくらしている三人家族であるため、やはり口べらしのため、仲介されて作業につたが仕事がつらいのを断絶した例もある。日雇は日給一三〇円から二四〇円ぐらいのところが多いが仕事にあぶれる日もあるので収入はなかなか一定していないようである。

代株業 その他	計	不問又は親元、 有計	合 計
七	一六〇	八四	二四四
二	九三	四〇	一三三
一〇	一七	二四	四一
一	一四	二	一六
八	五	一三	一〇
五	二	七	一
二	二九	一七	二〇
二七	三二六	三三二	六五八
二	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第五表 親元の収入と家族数

種別	収入	支出	家持数
一、〇〇〇〇以下	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一人
二、〇〇〇〇以上	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇	二人
三、〇〇〇〇以上	三、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	三人
四、〇〇〇〇以上	四、〇〇〇〇	四、〇〇〇〇	四人
五、〇〇〇〇以上	五、〇〇〇〇	五、〇〇〇〇	五人
六、〇〇〇〇以上	六、〇〇〇〇	六、〇〇〇〇	六人
七、〇〇〇〇以上	七、〇〇〇〇	七、〇〇〇〇	七人
八、〇〇〇〇以上	八、〇〇〇〇	八、〇〇〇〇	八人
九、〇〇〇〇以上	九、〇〇〇〇	九、〇〇〇〇	九人
一〇、〇〇〇〇以上	一〇、〇〇〇〇	一〇、〇〇〇〇	十人
一〇、〇〇〇〇以上	一〇、〇〇〇〇	一〇、〇〇〇〇	十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	二十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	三十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	四十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	五十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	六十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	七十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	八十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十一人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十二人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十三人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十四人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十五人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十六人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十七人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十八人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	九十九人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	一百人
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	不明
一三、〇〇〇〇以上	一三、〇〇〇〇	一三、〇〇〇〇	新

仲介者の總数は五六八名にのぼり、年少者を仲介したものは三七七名である。一人で何人、何人と仲介している者や、五六名を結託して仲介している者等いろいろある。

男と別にみると男二五六名、女二二一名で、女の仲介人も男の約半分にあつてゐる。

一人の仲介児童数は最も多い者が六二名で、手数料を約一〇〇、〇〇〇可近く受取つてゐるものもあるが、仲介者のなかには失業者が五九名もあり、みずからの生活のために仲介してゐるものもあるが、衣料品のブローカー、飲食店の番頭など、總の務に自分の職業を利用して金もうけをしてゐる者も多い。最も悪質なものに、或る村会議員が、華美な生活のおごりに追われ、姪とばかりつて、多くの女子を甘言でだまし、顔を利用して仲介料をむさぼつてゐる例もある。仲介手数料料については、児童一人あたりの額が六表にあらわされてゐる。これによると、一人あたり一〇、〇〇円から二〇、〇〇円のものが多いが、さきの報告と大体同じくらいである。最高は二五〇、〇〇円である。少いものになると、小学校五学年中の十一才の少女を子守りに仲介して甘藷二貫目を受けとつてゐるものもある。なお、この調査には、くわしい報告が用にあわなかつたため、含まれていないが、娘三四人を売りとげすしという見出しが新聞（東京新聞）七月十三日付にも出た。偽ブローカーの件や、保険外交員や医師と共謀のうえ、金目的に農村の産婦児童を同契し、死亡した者の保険金まで山わけしてゐた私設職業安定所なるものも発見され、目下取締中である。

才大表 仲介手数料

仲介料 便宜買入額	男	女	計
五〇〇件未満	八	九	九
一〇〇〇〇	三一	三七	四五
二〇〇〇〇	六	七	一〇四
三〇〇〇〇	六	六	六九
四〇〇〇〇	六	六	六二
五〇〇〇〇	一〇	一〇	一〇
六〇〇〇〇	一七	一七	一七
七〇〇〇〇	三	三	三四
八〇〇〇〇	五	五	六
九〇〇〇〇	一	二	三

(四) 契約について

1. 契約期間

契約期間については最近はずまりしてないものが多くなつてゐる。といふのは、契約期間を一年以上にとりきめてゐると基準法の違反になるため、期間はずまり定めず、買額の前借金をかえすまでとか、一年毎に契約を新しくするようにみせかけるため、一年毎に前借金を返すものが多いをためである。このような点に、法にふれないような悪質化がうかがえると思ふ。農家はうらたなものなかに、相があらす二一才になるまでとか、二三才になるまでといふようなものが選定されてゐる。

仲介料 便宜買入額	男	女	計
一〇、〇〇〇未満	一	一	二
一五、〇〇〇	二	七	九
二〇、〇〇〇	三	四	四
二〇、〇〇〇以上	一七	一	三
海産物と現物	一七	一	二九
現物のみ	三	一〇	一三
奇	七八	三四	四一九
なし	八	四〇	四八
取期中	一四	一九四	二〇八
合計	一〇〇	五七四	六七四

前借金

前借金の額について児童一人につきいくらかしらべてみるとオセ表のとおりである。

第七表 前借金

前借金額	件数
五〇〇円未満	一
一、〇〇〇	八
二、〇〇〇	二四
三、〇〇〇	二〇
四、〇〇〇	二六
五、〇〇〇	八
六、〇〇〇	三四
七、〇〇〇	七
八、〇〇〇	八
九、〇〇〇	一四

一〇、〇〇〇以上	九
一五、〇〇〇以上	四三
二〇、〇〇〇以上	一一
二五、〇〇〇以上	二〇
三〇、〇〇〇以上	七
五〇、〇〇〇以上	七
五〇、〇〇〇以上	七
不明	四一
計	六七四

最高は七五、〇〇〇円、最低は四〇〇円である。一〇、〇〇〇円から一五、〇〇〇円の者が四三名でその大部分は持家婦である。契約期間のところをのべたように法にふれないように一年毎に前借しているのに、或るメリヤス工場の女工の例がある。まず一年目に七、〇〇〇円うけとり二年目に一〇、〇〇〇円、三年目に一三、〇〇〇円もらっている。また、転賣して前借金を何度もとるために、仲介人と被害者或いは親元と結託して転々といわゆる鞍がえしていたものも約十件ある。最も多く転賣されたのは十二回で十八才の少女が、昭和二十五年七月から昭和二十六年二月まで約半年のあいだに、持家飲食店を転々と移つていた。

3 契約書

契約書は、最近特に後日の証拠書類と看することを覚えて、若どとりかわしてない。また、調査とりしまりにあたるまえに、すでに焼却してしまつてゐる。そのため、さきの報告のときに添付されたような、昔ながらの形式の契約書は見当らなかつた。今回発見されたものの一つを次に添付する。

雇人請書

宮城長果女 ○ ○ ○ ○ ○

右の者農業及び家事手低いとして、貴殿方へ昭和二十五年一月二日より昭和二十六年一月二日まで

の端一ヶ月間差遣し候実証也。その給金は前記の同親書の通り相定の正に受領候也。又農業用衣

服一式又夏冬武田の衣類を被下約束に候。然る上は本人の身柄に對し、他より故障一切無之候。長

病又は物束南問中に逃亡致候節は日數に應じ給金より差引精算致し貴殿に對し迷惑相掛け同致候。

依て後日為雇人請書一札如件

昭和二十五年一月二日

東京都葛飾区水元小倉町 ○ ○ ○ ○ ○ 殿

雇人証書

一金五万三千円也

右の金額の裡一金六千円を正に差上げ残金七千円を昭和二十五年十月迄で残金は其の同玄米二俵

を佐々木泰太郎宛に格当物として預り御承諾願います。

昭和二十五年四月十二日

宮城果 ○ ○ ○ ○ ○ 子又

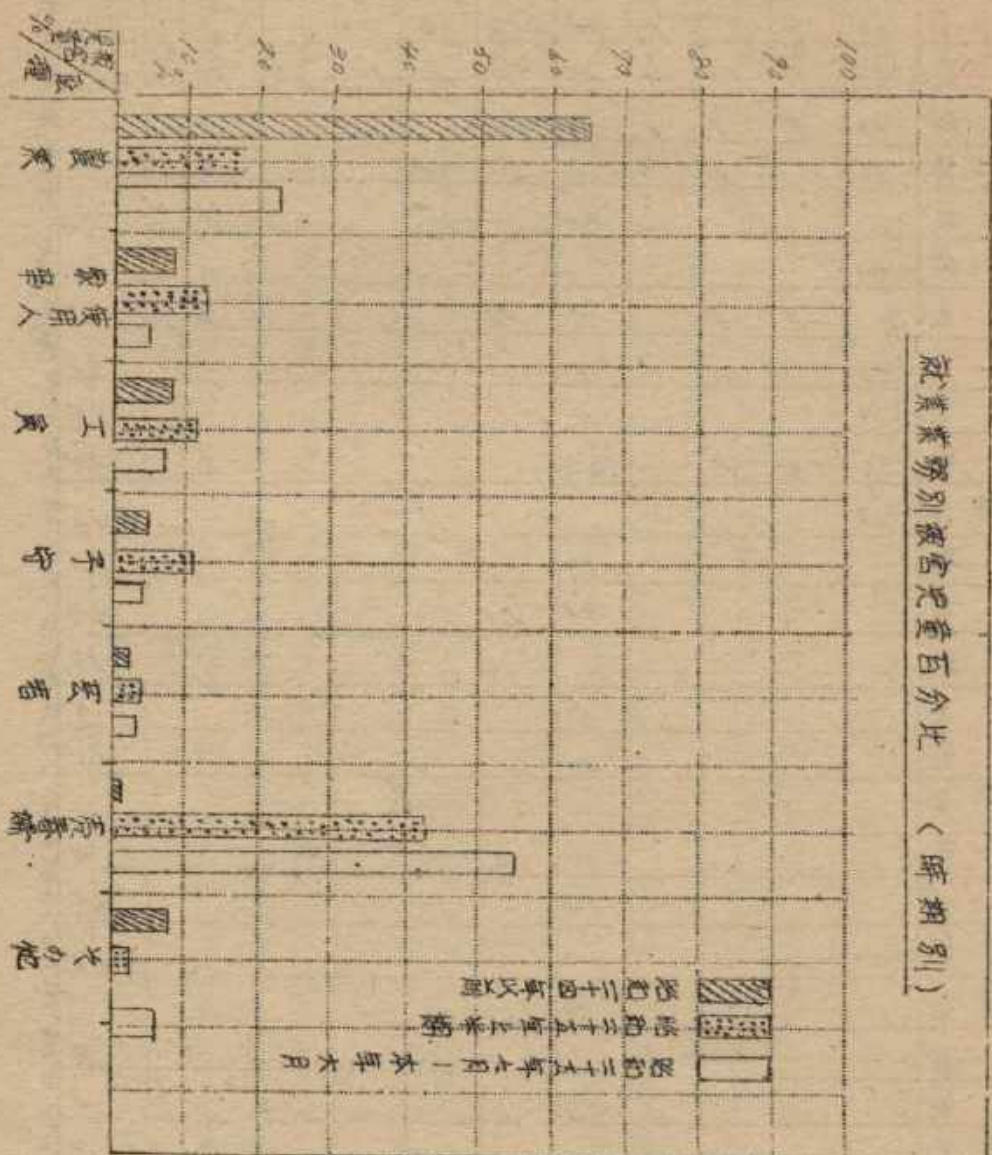
男

○ ○ ○ ○ ○ 殿

第八表 就業業勢

業種別		男	女	合計
農業	三九	一八	一七	一六
林業	六四	二一	二一	二二
漁業	六四	二一	二一	二二
工業	一五	一五	一五	一五
商業	一五	一五	一五	一五
交通運輸業	一五	一五	一五	一五
情報通信業	一五	一五	一五	一五
金融業	一五	一五	一五	一五
公共事業	一五	一五	一五	一五
教育・文化・娯楽業	一五	一五	一五	一五
健康・福祉・サービス業	一五	一五	一五	一五
その他	一五	一五	一五	一五
不明	一五	一五	一五	一五
合計	二一七	二一七	二一七	二一七

就業業別被食児童百分比（時期別）



第九表 人身賣渡事件被害者出身別職業別状況表 (昭和11~26.7月)

姓名	職業	女中	手巾	店員	娼婦	縫紉	雇役	不明	土工	その他	合計
北海道					5						5
岩手	32				15						47
秋田	65	9		1	12	227	4				318
山形	77	7	11	1	25	57	2		17	10	257
宮城	13	5	1	6	13	31	1			1	71
福島	55		1	3	2	53	16			6	136
茨城					21					3	24
栃木	41										41
群馬	31	2	1		9	26				4	73
埼玉	28		12		8						48
千葉	9				5						14
東京	36	6	2		42					2	88
山梨	12										12
長野					10						10
新潟					38	21					59
富山						14					14
石川					5						5
福井					10						10
山形					5						5
秋田						9					9
山形					34						34
山形					17						17
山形					7						7
山形				1	3						4
山形					6						6
山形					4						4
山形					4						4
山形					5						5
山形					2						2
山形					84						84
計	419	29	28	12	411	438	7	16	17	26	1,403

又、就業状況と報酬について

雇われた年少者か、報酬の少ないこと、能てされることによつて逃げ帰つた例はいくつもあるように、年少者は村々や学校は細かおら行かれてゐる。

報酬は、大体において衣食料で、五〇〇円から一、〇〇〇円のものが多い。接客婦肉俵の収入は、いろいろの賃金形態があり、児童の収入の折半は四分六分、或いは七分三分というように一日の収入高によつて違ふのである。そのうち、食費、娯楽代、衣類等の差引き、その他、税金、義費等のいろいろの項目でピンはあふたくりでゐる。

或る少女の少女は、二年間が一万円もらう約束で女中になつたところか、酒屋に誘はれられ、休日か一月一回まで能て引取方を訴え、親は、警察に合衆と相談したため、慈善局で調査した例がある。

3 教育状況

児童の教育状況を表十表にみると、教育の貧困状況がうかがわれる。小学校の卒業だけのものが大四名、小学校さえも中退してゐるものが五九名、長期欠席者が二五名を数えられ、ある。

前報中学を卒業してゐる者もいるが、中退者は三八名で、義務教育を満足にうけてゐない者が多い。文盲者の長欠児童の統計をみると、不登学児童の増加がみられるが、年少者の教育の重要性から、積極的に就学奨励が必要であらう。小学校中退、長欠のものについては、学校と連絡のうえ、通学するよう処置されてゐる。

第七表 教育状況

就学程度										児童数
小学校	通学	中	退	業	退	業	退	業	退	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六四
高等小学	中	退	業	退	業	退	業	退	業	四〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七四

(1) 自費り児童の保護
保護計策

身たり児童の保護対策については、昭和二十四年五月に、閣議各府の災害共同道標によつて、基本方針が決定されてゐる。しかし、さきの報告によつても、又前出の報告によつても、人身売買の増加と、積極的な保護処置の必要が同様に立つてゐる。そのため、本年五月の青少年保護協議会主催の「第四回青少年保護育成運動」には、人身売買問題を大きくとり上げ、全国的に国民運動を展開したのである。

くはしくは、運動のときにつくられた手引書に記されてゐるか、法務府、文部省、厚生省、警察裁判所等が、各該団体をひろく徹底させ、取りしめり保護を一番に強化する等、努力し、児童虐待の糾弾と相まつて、相当の効果をあげたのである。

そのときの運動の趣旨とその概に沿つた活動は、週報中だけにとまらず、今後ますます推進されてゐるであらう。

(2) 児童の処置

身たりされた児童の処置が非常にむづかしいとは、さきの報告のときにも述べたが、世つかく児童を発見しても、その保護処置をどうするたぢらは、ふたたび同じ道を歩かせぬか、もつと悲惨な道を歩かせぬことにあらうであらう。

第1表によつて、今回の児童状況をみると、保護に附つたものの約一九〇名が最も多い。このうちには、産主に虐待を被つたものも多く、或いはお盆に附つたきり来ないものや、作男で指を負傷したりで痛々したものである。養育させられぬものが多いが、六〇〇〇円の前払金のうち、三〇〇〇円動いて返し、三〇〇〇円の残りは、所折留をすゝめて担保において附つたものもある。

現状維持は、女工・作男に二七名あり、接生婦の名も、本人がどうしても希望するたため、目下説明してゐるものもある。女工・作男等は、禁煙法による正しく産前産後にあらためさせたうえで、どうもつてゐるのである。

配置敷換した者のうち二三名あるが、親元のあまりにも窮乏状態にありと云ふは、望ましい処置であらう。若故から文工になつたもの、特設街から普通街の喫茶店の店員になつたもの等があり、前單には決り駄目と思ふたうないため、出かせやや日雇いなしながら駄目のあるのを病つてゐる者もある。行方不明のものも多く、せつかく身元を失つたもの、貧困にたぐひて逃走したもののもある。また、十四才の少女二人が身元を失つてゐたが、金もつけがたいため、いふに及び、犯人に他を致さ依頼してゐたところ、仲介人が来て、甘言をもつて又二人を特設街に開放した。

そこで二人は逃亡して、元の若へいつて警察に連絡したもので、それうち、一人は逃亡して行方不明となり、一人は警察に保護されてゐる例もある。

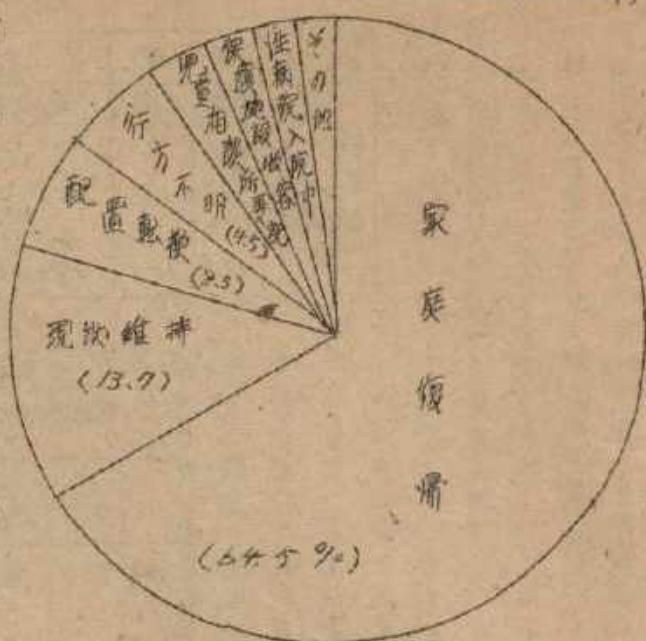
聖親制度委託が少いのは、雇主があまり好まぬといふ理由があるが、聖親に委託されてくるものは、児童相談所を通じて始めから聖子として委託されてくるものが多いからである。

第十一表 処置状況

処置方法別	件数	処置方法	件数
家庭復帰	一〇〇	家庭裁判所委託	一
現狀維持	二七	聖親制度委託	一
配置轉換	二五	寄託	一
行方不明	一三	結核	二七
保護施設受收容	九	一計	
児童相談所委託	五	取調	三八一
警察保護	三	合	
性虐待入院中	三	計	四五八

処置状況図表

(第二回、第三回の調査合計)



(3)

仲介者の処置

仲介者か、監獄安定期、労働基準法、児童福祉法、その他いろいろな法に違反したため、各関係機関よりあつた大処置は、まだすばやく判明してはいないが、次の第12表は、其事局よりあつたものも参考として示した。

仲介者のなかには、事件が既決することを知つた後、おちこちと進んでしまつたものも多く、二入名あつた。処置としては、人助けのつもりで、悪いとは知らずに行つたものについては、処分猶予が多いが、悪質なものには、林刑一年以下、懲役、罰金一万円以下、科せられている。

猶に同族し、年数料七、三〇〇円を解いたものもあり、罰金一〇、〇〇〇円を罰せられ、投獄係五人を同族し、一九五〇年の内の手続料をうけとつていたものがある。

仲介者の刑の軽いことについては、世といふ所の声があつてゐるが、法務省の悪習としては、証拠の把握のあつたしきり、被害者の親が承認してゐる場合、又児童が率直に本當のことをいふないこともあつたといふことが多くある。

仲介者の処置については、ふたたび調査行爲をしないように嚴重に警告するとともに、仲介者も未だに前赴するよう、一親睦会指導員とこれらつていふのである。

第十二表 仲介者処置状況

昭和24年—26年7月
基車局報告による

已分 年次別	送検		起訴		不起訴		未処理	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
昭和24年	26	27	55	56	9	15	12	16
昭和25年	44	73	24	47	5	9	15	17
昭和26年	17	21	2	2			15	19
計	137	181	81	105	14	24	42	52

應許されたものの中判決のあつた者内訳
 (昭和二十年中未報告と推定中のものを除く)

体 刑		罰 金		昭示命令	
件数	人数	件数	人数	件数	人数
27	48	5	5	3	3
6	8	4	5	9	10
1	1			1	1
54	57	9	10	13	14

僻地に坐の固敷截断するにち廻鈞あり、困難は山頂してゐる。此らの困
 難と、調壺の際にとちちう危歟との中で、とりしまりにあたり候被_レあたる
 骨同の努力は容赦せらるぬものがある。

しかし、表面化した事象と達成する肉樂者の非常な努力によつてのみ、果してこの所願の解決を図ることが出来るであらうか。

生若さらくにしようと思つてゐる。ちかけがもかくほど苦しくなつていつた僕のお母さん。その父
父に肩かけて死んでいつた僕のお母さん。このお母さんのことを考へると、お父さんに似てゐる。母も暮
しからくになつた。あつたのだらう。しと不意に眠る。なないのだ。す。——。これは、山にこの学校も
の中に山に家族の墓家の一歩お寄いた一歩である。家族の墓家の一歩お寄いた一歩である。山にこの学校も
父の死後、お母さん。ついに母が遺体になつた。一家は、お母さんになつた。お母さんになつた。お母さんになつた。
ならぬ。この少年は、一生懸命に生きてゐる。お母さんになつた。お母さんになつた。お母さんになつた。

志
事
記

以上の今回の調査結果を通じて、身売り児童の増加と、事件の悪質化、なう及びその後の処置状況が明らかになった。特に、その保護者については、それにあつては、各関係機関の協力により、迅速に解決を図ることが必要である。

(28)

ている。そしてこの調査は、農村の救済にたい貧困絶望を如実に示すと共に、人身売買の行われ
る必然性について、一面の説明と興文でいるといふことゝあつた。

農村の土地放棄は、最近とみに多くなり、やせた土地ばかりでなく、肥沃な土地までも放棄され
はじり、農林省の統計によつて、このような農村の飢餓状態から、人身売買も、
受取から子賦の口へらしをするため、又は、腹のため、家のため、という單純な論理から簡單に
行われ、そこにつけこんで悪質な仲介人を跳梁しているのである。

児童憲章で、年少者はみな基本的人権を尊重されようといふたあれ、より一層保護されようとい
ふたあれであるが、児童本人として、また社会の一員として望みられなければならないことゝ
感服教育すると共に、人身売買を生み出してゐる社会的、経済的基礎を對して究明を加へ、これが
対策を大きく打ち立てることゝ加緊せねばならぬ。

